# 第　２　期
# 富　士　見　市
# 安全安心なまちづくり
# 防　犯　推　進　計　画

（令和９年度～令和１８年度）

富 士 見 市

令和９年４月

【目　次】

第１章　防犯計画の策定にあたって
第１節　計画策定の趣旨‥‥‥

# 第１章

# 富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画の策定にあたって

## 第１節　計画策定の趣旨

本市は、平成 19 年に制定した「富士見市安全安心なまちづくり防犯条例」に基づき、平成 29 年に「富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画（平成 29～38 年度)」（以下「第 1 期防犯計画」という。）を策定し、市民協働を中心とした防犯に関する施策を推進してまいりました。

第 1 期防犯計画に基づく、市民、市民団体、事業者及び警察との連携、協働による取組により、令和 7 年度の市内における刑法犯認知件数(注1)は、計画策定当時の平成 29 年と比較すると、約 5%減少となっております。

一方、依然として増加傾向にある複雑かつ巧妙化する特殊詐欺(注2)や、子どもに対する声かけ事案(注3)への対応は、令和 9 年度からの期間に向けて、引き続き取組を強化する必要があります。

犯罪情勢の変化や高齢化の進行などにより、防犯を取り巻く環境が変化していることから、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、引き続き、犯罪のない安全安心なまちづくりをより一層推進するため、「富士見市安全安心なまちづくり防犯条例」第 8 条に基づき、第 2 期富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画（以下「第 2 期防犯計画」という。）を策定するものです。

(注 1)刑法犯認知件数
刑法犯の総数から交通関係の業務上（重）過失致死傷罪を除いたもので、その発生を警察が確認した件数。

(注 2)特殊詐欺
犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取るほか、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗を含む。）の総称。

(注 3)声かけ事案
犯罪行為には至らないが、「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案。

## 第２節　国・県の動向

### 【国の動向】

近年、全国的に特殊詐欺やSNS型投資詐欺(注4)、SNS型ロマンス詐欺(注5)や匿名・流動型犯罪グループ(注6)による犯罪が深刻化する中、高度化・巧妙化するサイバー犯罪や子ども・女性を狙った犯罪など、多様化する犯罪への対策強化が求められています。

こうした状況を踏まえ、国は令和4年12月に「『世界一安全な日本』創造戦略2022」を策定し、地域防犯力の向上、サイバー犯罪対策、子ども・女性・高齢者等の安全確保等を推進しています。

また、令和7年4月に「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」を決定し、SNS型投資詐欺やSNS型ロマンス詐欺、匿名・流動型犯罪グループへの対策強化を進めています。

### 【県の動向】

埼玉県は、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」に基づき、令和7年4月に「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」を策定し、今後の課題として、「県民の防犯意識の向上」、「地域における犯罪抑止力の維持・向上」、「特殊詐欺被害防止対策の強化」などの10点を掲げ、県民の防犯意識の向上や地域防犯活動の支援、防犯環境の整備などの取組を推進しています。

(注4) SNS型投資詐欺

SNSのダイレクトメッセージで接触し、他のSNSに誘導した上で、「投資すれば必ず利益が得られる」などと言葉巧みに被害者を信用させ、「投資金」や「手数料」などの名目で、ネットバンキングなどの手段により、金銭等を振り込ませる詐欺の手口。

(注5) SNS型ロマンス詐欺

SNSやマッチングアプリなどを通じて、実際に直接会うことなく、恋愛感情や親近感を抱かせ、結婚に伴う資金調達などを匂わせて、金銭等をだまし取る詐欺の手口。

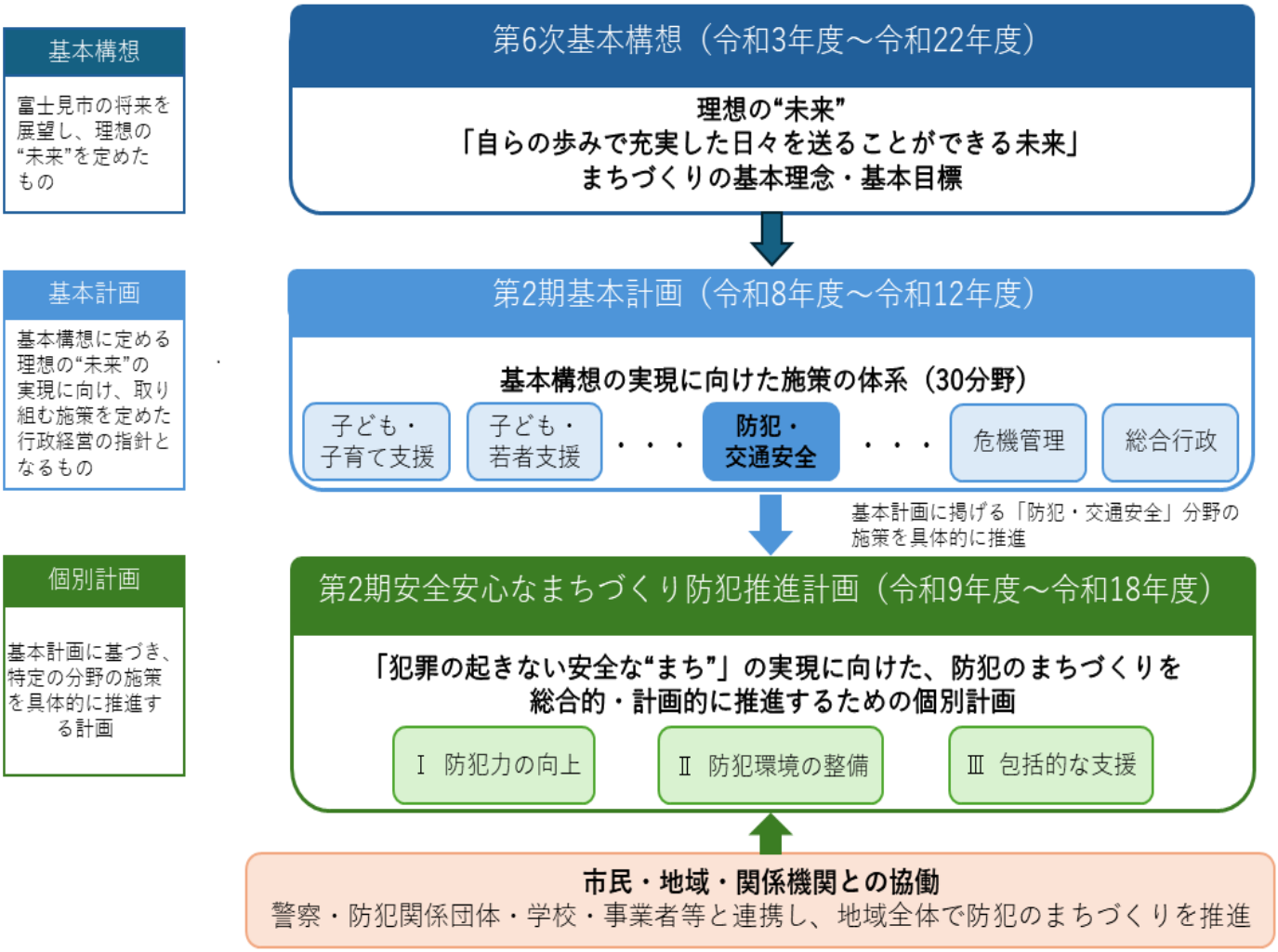
(注6) 匿名・流動型犯罪グループ

先輩、後輩、友人などの人間関係に基づく緩やかな繋がりで、SNSの闇バイト募集等で結びついたメンバー同士が役割を細分化させ、その都度、メンバーを入れ替えながら、特殊詐欺をはじめとする犯罪を行う集団（流動性）。得た収益をさらなる犯罪の活動資金に充て、収益を吸い上げる中核的人物は、匿名性の高い通信手段を悪用しながら、犯罪ごとに実行役に指示するなど匿名化・秘匿化されている（匿名性）。

## 第３節　計画の位置づけ

第 2 期防犯計画は、平成 19 年に施行した「富士見市安全安心なまちづくり防犯条例」に基づき、市民協働を中心とした防犯に関する施策を推進するための基本計画です。

また、「富士見市第 6 次基本構想第 2 期基本計画」を最上位計画とし、国の「『世界一安全な日本』創造戦略 2022」や「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」、県の「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」を踏まえ、関連する諸計画との連携を図りながら推進するものです。




## 第４節　計画の期間

計画の期間は、令和 9 年度から令和 18 年度までの 10 年間とします。

ただし、社会情勢の変化等に応じて、5 年を目途に見直すこととします。

# 第２章　第１期防犯計画の評価と課題

## 第１節　本市の犯罪情勢

### １．刑法犯認知件数

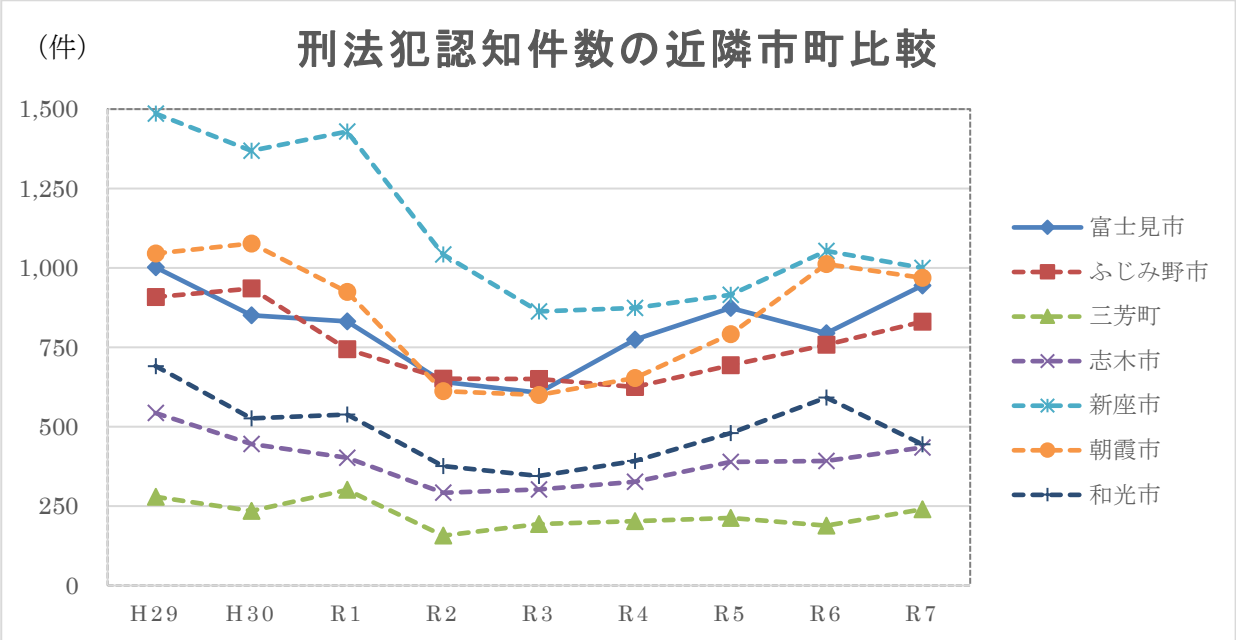
本市における刑法犯認知件数は、第 1 期防犯計画策定時の平成 29 年には 1,002 件でしたが、中間見直しを行った令和 3 年には、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等により大きく減少しました。その後はやや増加傾向にあるものの、第 1 期防犯計画策定時と比較すると 57 件減少（約 5%減少）しています。

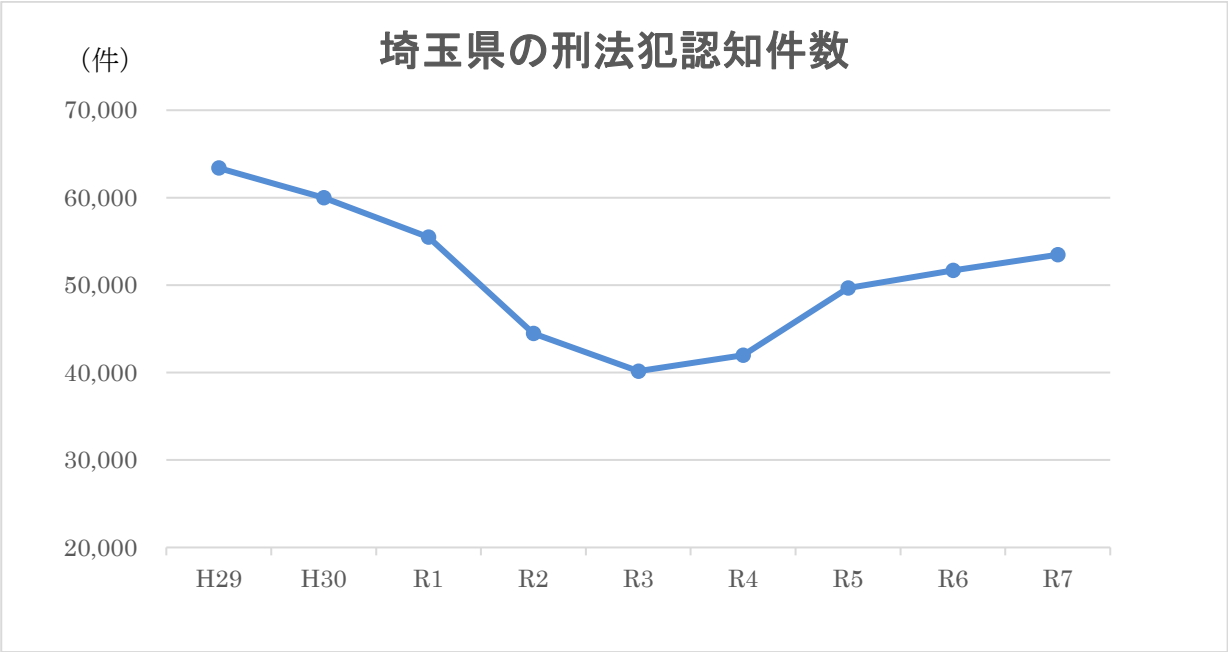
また、埼玉県や南西部の近隣市町においても同様の傾向がみられます。

**刑法犯認知件数の推移**　　**（単位:件）**

| 自治体名 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 富士見市 | 1,002 | 851 | 832 | 641 | 607 | 774 | 874 | 794 | 945 |
| ふじみ野市 | 908 | 935 | 744 | 651 | 650 | 625 | 694 | 758 | 831 |
| 三芳町 | 279 | 235 | 301 | 157 | 194 | 203 | 213 | 189 | 240 |
| 志木市 | 543 | 446 | 402 | 292 | 302 | 327 | 389 | 392 | 434 |
| 新座市 | 1,486 | 1,369 | 1,429 | 1,042 | 863 | 874 | 915 | 1,053 | 1,000 |
| 朝霞市 | 1,045 | 1,077 | 924 | 612 | 600 | 653 | 791 | 1,012 | 969 |
| 和光市 | 691 | 526 | 538 | 376 | 345 | 392 | 480 | 592 | 445 |
| 埼玉県 | 63,383 | 60,001 | 55,497 | 44,485 | 40,166 | 41,983 | 49,653 | 51,667 | 53,471 |

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」






## 2. 犯罪率 (注7)

本市における「犯罪率」は、第1期防犯計画策定時の平成29年では9.20件でしたが、令和3年には新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等により大きく減少しました。その後はやや増加傾向にあるものの、第1期防犯計画策定当時と比較すると0.87件減少（約10%減少）しています。

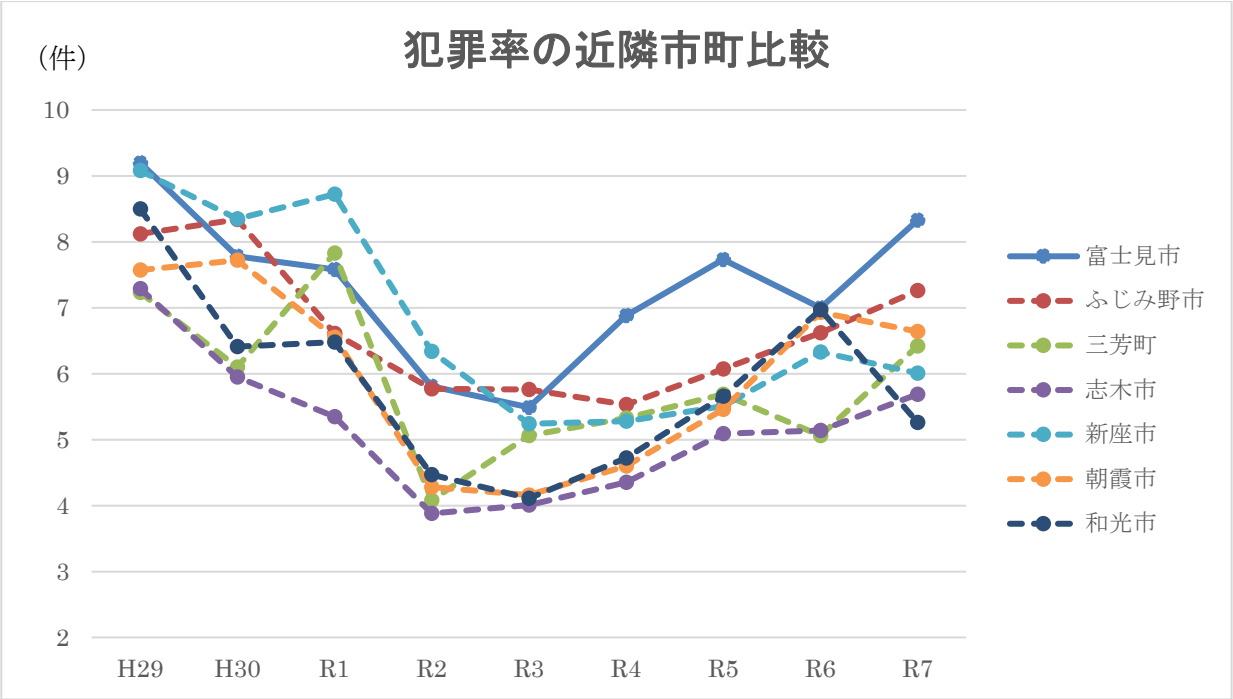
また、埼玉県や南西部の近隣市町においても同様の傾向がみられます。

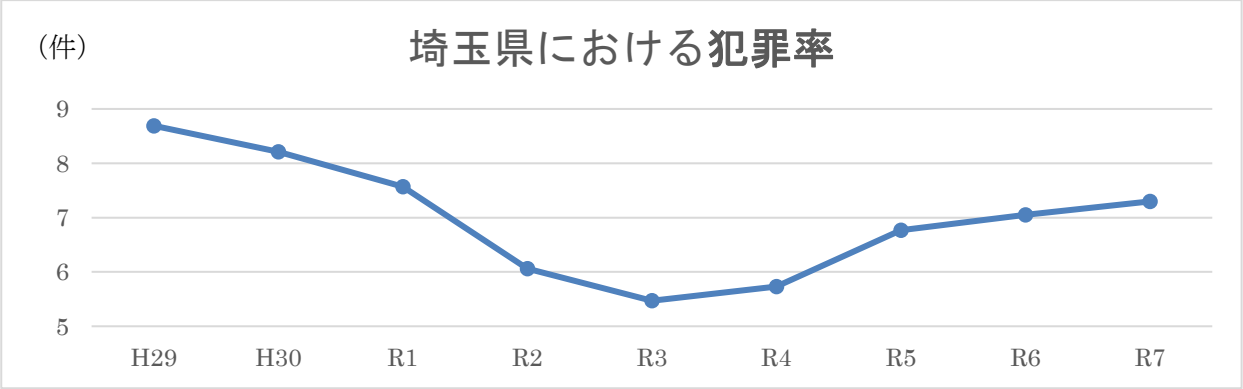
**犯罪率の推移** **（単位：件）**

| 自治体名 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 富士見市 | 9.20 | 7.78 | 7.58 | 5.81 | 5.49 | 6.88 | 7.73 | 7.00 | 8.33 |
| ふじみ野市 | 8.12 | 8.34 | 6.61 | 5.77 | 5.76 | 5.53 | 6.07 | 6.62 | 7.26 |
| 三芳町 | 7.23 | 6.10 | 7.83 | 4.08 | 5.06 | 5.33 | 5.69 | 5.06 | 6.42 |
| 志木市 | 7.29 | 5.95 | 5.35 | 3.88 | 4.01 | 4.35 | 5.09 | 5.14 | 5.69 |
| 新座市 | 9.08 | 8.35 | 8.72 | 6.34 | 5.24 | 5.28 | 5.51 | 6.33 | 6.01 |
| 朝霞市 | 7.57 | 7.72 | 6.55 | 4.28 | 4.16 | 4.60 | 5.46 | 6.93 | 6.64 |
| 和光市 | 8.50 | 6.41 | 6.48 | 4.47 | 4.11 | 4.72 | 5.66 | 6.97 | 5.26 |
| 埼玉県 | 8.69 | 8.21 | 7.57 | 6.06 | 5.47 | 5.73 | 6.77 | 7.05 | 7.30 |

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」

（注7）犯罪率
人口千人当たりの刑法犯認知件数




### 3. 街頭犯罪認知件数と内訳

本市における街頭犯罪(注8)認知件数は、平成29年では499件でしたが、令和3年には新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等により大きく減少しました。その後は微増傾向にあるものの、第1期防犯計画策定当時と比較すると160件減少（約32%減少）しています。また、埼玉県や南西部の近隣市町においても同様の傾向がみられます。

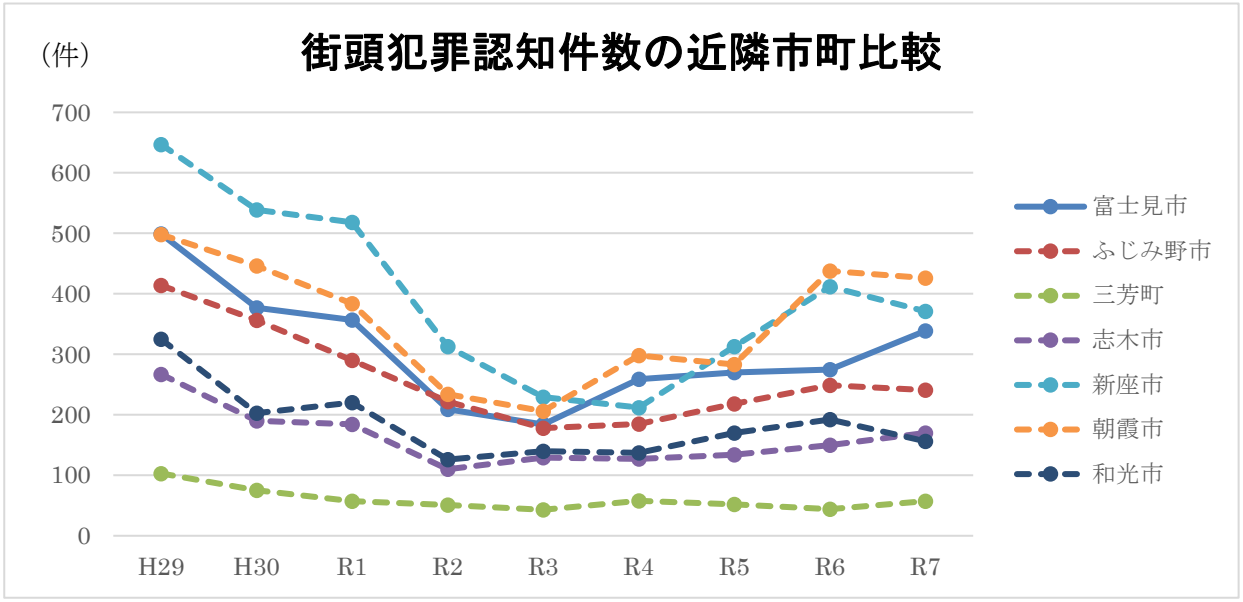
街頭犯罪のうち、最も多いのは自転車盗となっており、平成29年では395件でしたが、令和7年には277件と約30%減少しています。

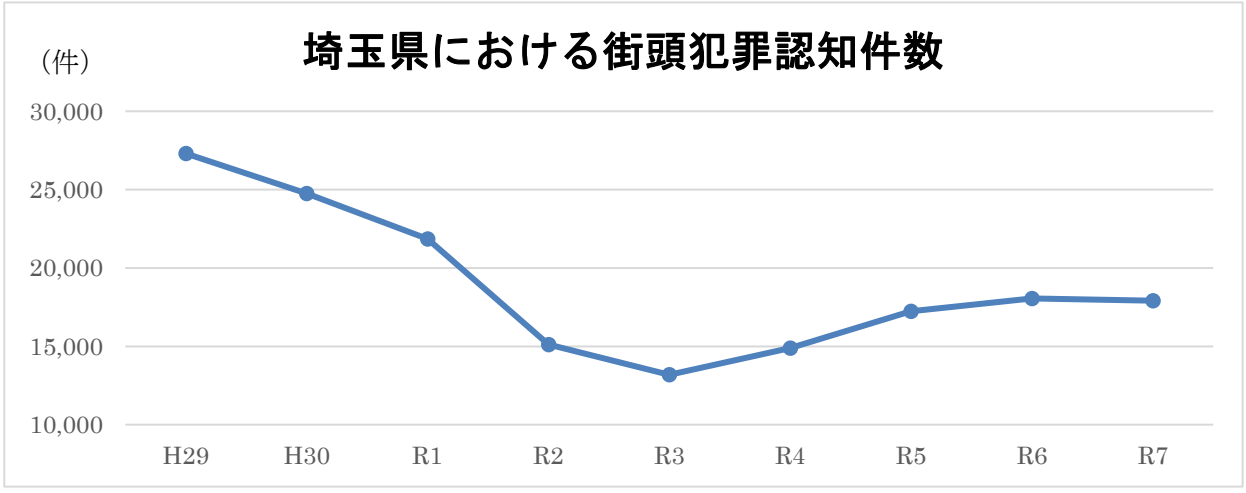
(注8) 街頭犯罪
刑法犯のうち、主に街頭にて発生する犯罪の総称。

**街頭犯罪認知件数の推移**　　（単位：件）

| 自治体名 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 富士見市 | 499 | 377 | 357 | 209 | 184 | 259 | 270 | 275 | 339 |
| ふじみ野市 | 414 | 356 | 290 | 222 | 178 | 185 | 218 | 249 | 241 |
| 三芳町 | 103 | 75 | 57 | 51 | 43 | 58 | 52 | 44 | 57 |
| 志木市 | 267 | 190 | 184 | 110 | 129 | 127 | 134 | 150 | 170 |
| 新座市 | 647 | 539 | 518 | 313 | 229 | 212 | 313 | 412 | 371 |
| 朝霞市 | 498 | 446 | 384 | 234 | 206 | 298 | 283 | 438 | 426 |
| 和光市 | 325 | 203 | 220 | 126 | 140 | 137 | 170 | 192 | 156 |
| 埼玉県 | 27,306 | 24,759 | 21,852 | 15,117 | 13,182 | 14,894 | 17,234 | 18,060 | 17,913 |

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」

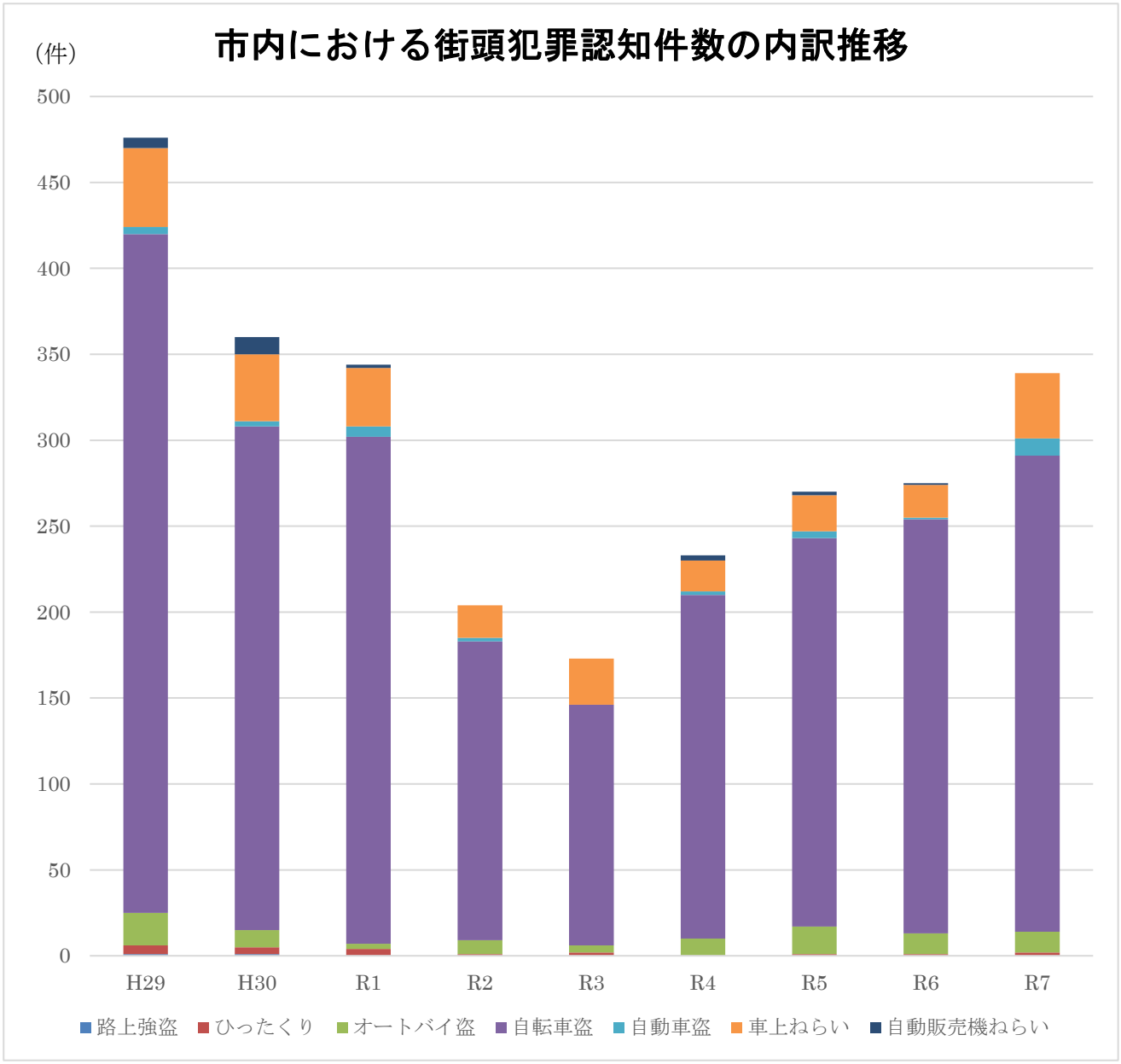


**市内における街頭犯罪認知件数の内訳推移**　　（単位：件）

| | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 路上強盗 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ひったくり | 5 | 4 | 4 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| オートバイ盗 | 19 | 10 | 3 | 8 | 4 | 10 | 16 | 12 | 12 |
| 自転車盗 | 395 | 293 | 295 | 174 | 140 | 200 | 226 | 241 | 277 |
| 自動車盗 | 4 | 3 | 6 | 2 | 0 | 2 | 4 | 1 | 10 |
| 車上ねらい | 46 | 39 | 34 | 19 | 27 | 18 | 21 | 19 | 38 |
| 自動販売機ねらい | 6 | 10 | 2 | 0 | 0 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 合計 | 499 | 377 | 357 | 209 | 184 | 259 | 270 | 275 | 339 |

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」



## 4. 特殊詐欺被害の発生状況

本市における特殊詐欺の発生状況は、件数・被害金額ともに増加傾向となっています。

平成 29 年と比較して、平成 30 年は被害件数、金額ともにほぼ倍増しており、令和元年に一旦減少したものの、その後増加傾向となっています。令和 6 年以降はインターネットバンキングの悪用により高額送金が容易になったことで、被害金額が高額となる傾向にあり、令和 7 年には件数も大きく増加しています。

また、ここ最近では、警察官等を騙り、捜査名目で現金等をだまし取る手口による被害の増加が顕著となっており、20 代から 50 代の現役世代にも被害が拡大しています。

(1) 特殊詐欺被害の件数と被害額の推移

（富士見市）　（被害額の単位：万円）

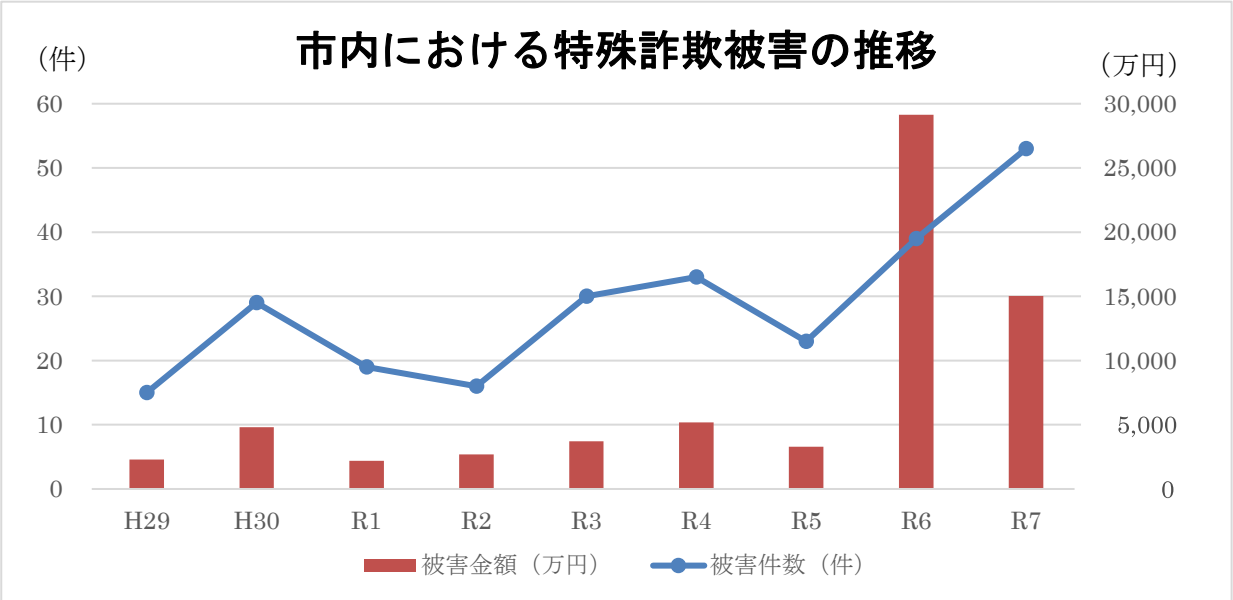
| 項目 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 15<br>(0) | 29<br>(1) | 19<br>(3) | 16<br>(2) | 30<br>(5) | 33<br>(1) | 23<br>(0) | 39<br>(0) | 53<br>(3) |
| 被害額 | 2, 304 | 4, 814 | 2, 194 | 2, 683 | 3, 722 | 5, 193 | 3, 285 | 29, 139 | 15, 038 |

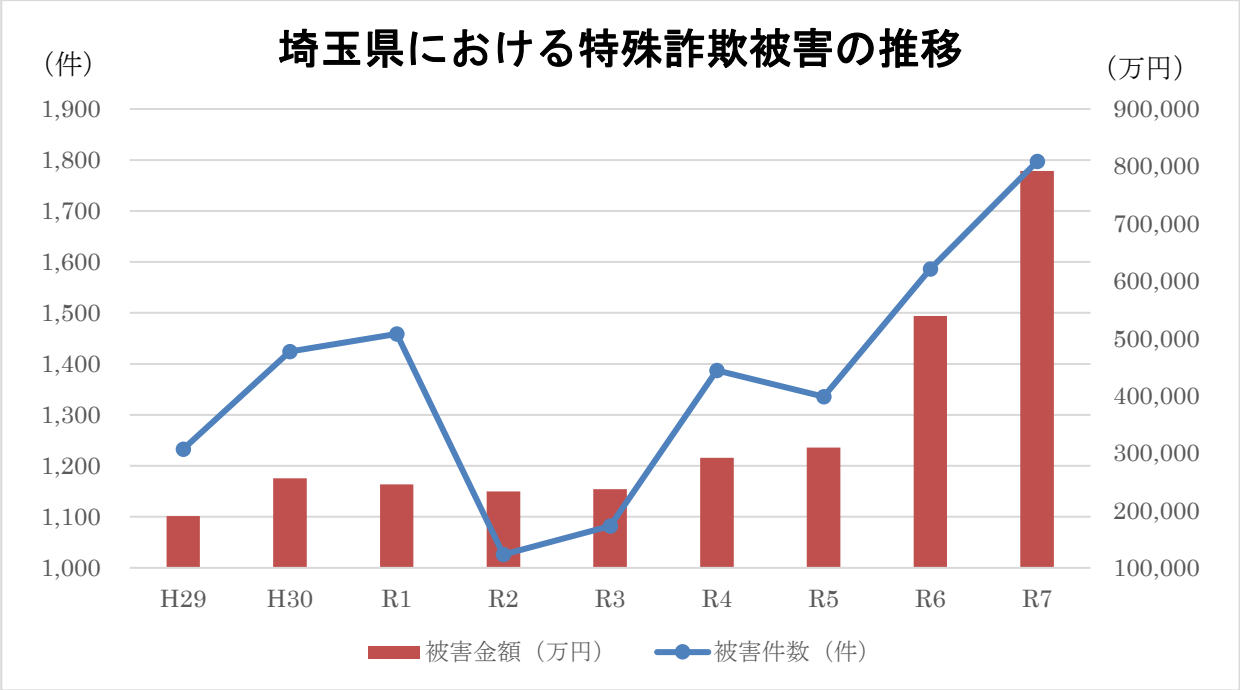
（埼玉県）　（被害額の単位：万円）

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 1, 233<br>(94) | 1, 424<br>(79) | 1, 459<br>(110) | 1, 026<br>(89) | 1, 082<br>(70) | 1, 387<br>(73) | 1, 336<br>(52) | 1, 586<br>(46) | 1, 797<br>(75) |
| 被害額 | 190, 536 | 256, 395 | 245, 776 | 233, 287 | 237, 350 | 291, 971 | 309, 725 | 538, 939 | 791, 823 |

※被害件数の（　）内は未遂件数（内数）

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」






(2) 特殊詐欺の主な手口

| | |
|---|---|
| **オレオレ詐欺** | 「オレだよ、オレ。」等と息子や孫、夫、甥など、肉親を装って電話をかけ、『交通事故の示談金』『借金の返済』『会社の金を使い込んだ』『副業で赤字を出した』『異性との手切れ金』等を理由に現金を指定口座に振り込むよう依頼して、お金をだまし取る手口です。 |
| **融資保証金詐欺** | 融資の際の保証金などを名目に現金を振り込ませる手口です。融資の勧誘方法には『ダイレクトメール』『電子メール』『雑誌広告』『チラシ』等があります。 |
| **架空請求詐欺** | 電子メールや電話等により、「有料サイトの未納料金が発生している」などと架空の事実を口実として料金を請求する手口です。若者から高齢者まで幅広い世代が被害に遭っています。 |
| **還付金等詐欺** | 市職員、税務署員などを装って、『医療費』『税金』などの還付金があると偽ってATMへ行くように指示し携帯電話で連絡を取りながら、言葉巧みに振込みをさせる手口です。 |
| **ニセ警察官詐欺** | 固定電話や携帯電話あてに警察官を名乗り、「あなたの口座が犯罪に使われている」「あなたの携帯電話が不正に契約された」などと様々な理由をつけ、「資産を保護する」「口座を調査する」などと言って、現金をだまし取ったり、振り込ませたりする手口です。<br>元々オレオレ詐欺の一種でしたが、近年急増したため、令和８年から独立した手口として位置づけられました。 |

＊上記の手口は代表的な例であり、この他にもさまざまな手口が存在します。

## 5. 子どもに対する声かけ事案発生認知件数

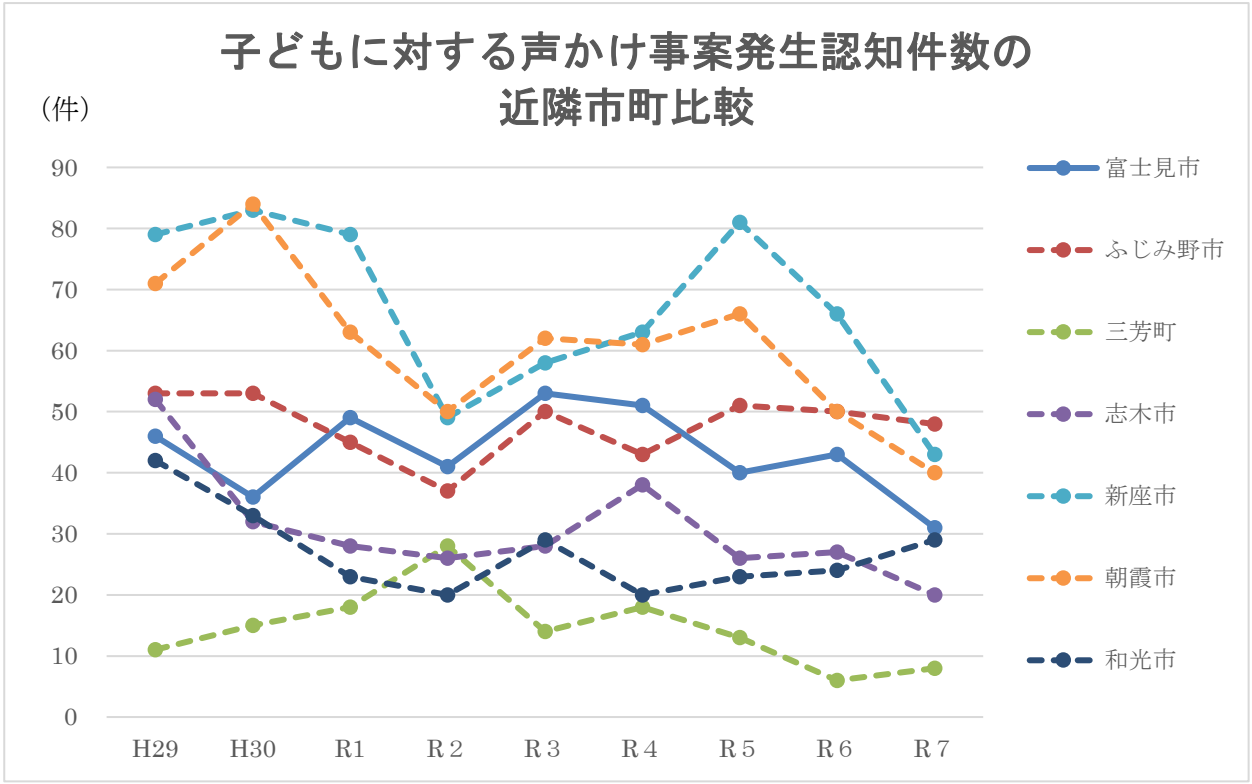
本市における子どもに対する声かけ事案の発生認知件数は、年ごとに増減はあるものの、概ね横ばいで推移していますが、平成 29 年の 46 件と比較すると、令和 7 年には 31 件と約 33%減少しています。

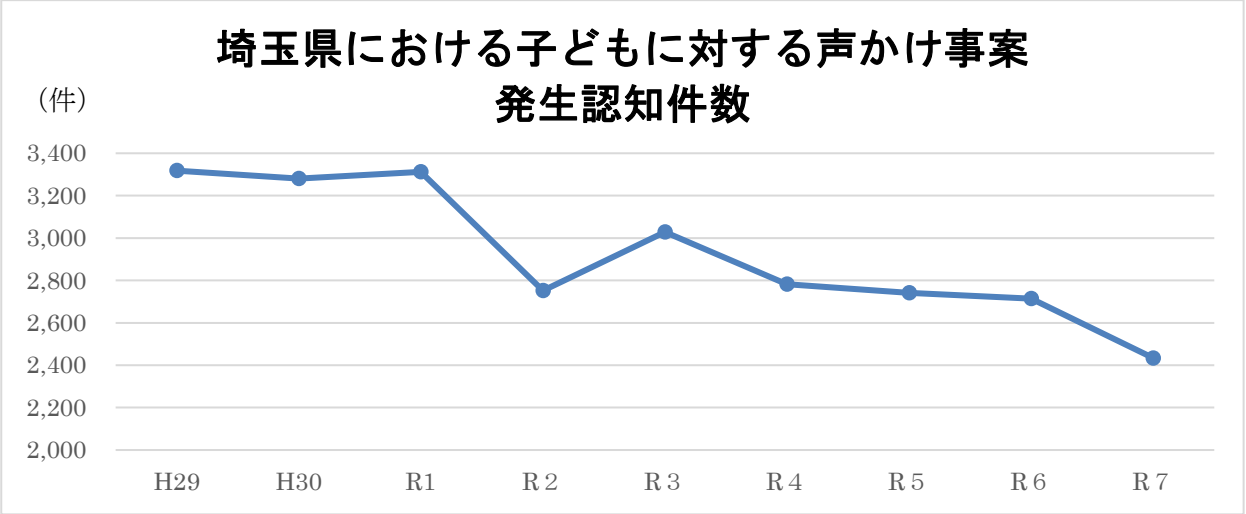
また、埼玉県や南西部の近隣市町においても同様の傾向がみられます。

**子どもに対する声かけ事案発生認知件数の推移** **（単位：件）**

| 自治体名 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 富士見市 | 46 | 36 | 49 | 41 | 53 | 51 | 40 | 43 | 31 |
| ふじみ野市 | 53 | 53 | 45 | 37 | 50 | 43 | 51 | 50 | 48 |
| 三芳町 | 11 | 15 | 18 | 28 | 14 | 18 | 13 | 6 | 8 |
| 志木市 | 52 | 32 | 28 | 26 | 28 | 38 | 26 | 27 | 20 |
| 新座市 | 79 | 83 | 79 | 49 | 62 | 63 | 81 | 66 | 43 |
| 朝霞市 | 71 | 84 | 63 | 50 | 58 | 61 | 66 | 50 | 40 |
| 和光市 | 42 | 33 | 23 | 20 | 29 | 20 | 23 | 24 | 29 |
| 埼玉県 | 3, 318 | 3, 280 | 3, 312 | 2, 752 | 3, 028 | 2, 782 | 2, 742 | 2, 714 | 2, 434 |

※出典：埼玉県防犯・交通安全課「防犯例月統計資料」






## 第２節　主な取組と成果

第２期防犯計画の策定にあたり、これまでの取組を評価するため、令和７年度に大柱Ⅰ～Ⅵに基づく各事業の進捗状況に関する庁内調査（以下「庁内調査」という。）を実施しました。庁内調査の結果は次のとおりです。

### 大柱Ⅰ　地域防犯力の向上

【評価】

「自分たちのまちは自分たちで守る」を原点に、市民一人ひとりが防犯意識を持って行動し、市、市民、事業者がお互いに連携・協力して防犯活動を行えるよう施策を推進しました。

主な取組としては、自主防犯組織によるパトロール、青色防犯パトロールカーの活用、自主防犯組織への支援、登下校時の安全指導、スクールガード・リーダーの配置、防犯灯・通学路などの安全点検となっており、一部課題があるものの順調に進捗しているという結果となりました。

【課題】

自主防犯組織のパトロール実施率は 100％であるものの、実施者の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が課題となっています。

## 大柱Ⅱ　事業者等の防犯対策の推進

【評価】

地域における防犯活動を推進するため、事業者等の防犯意識を高めることと併せ、地域と一体となって防犯活動を実施するための施策を推進しました。

主な取組としては、「子ども 110 番の家」活動への協力、防犯街頭キャンペーンへの参加、従業員に対する防犯情報の周知啓発となっており、一部課題があるものの順調に進捗しているという結果となりました。

【課題】

「子ども 110 番の家」活動への協力や街頭キャンペーンへの参加など、事業所等から防犯活動への協力は得られているものの、従業員一人ひとりの防犯意識のさらなる向上や自主的な防犯活動の促進が課題となっています。

## 大柱Ⅲ　防犯意識の高揚

【評価】

犯罪を防止するためには、市民一人ひとりの防犯意識を高めることが重要であることから、防犯に対する正しい知識の啓発など、市民一人ひとりが自主的に防犯対策を行うための施策を推進しました。

主な取組としては、広報・ホームページ・各種 SNS などを活用した情報発信や富士見市協働によるまちづくり講座、防災行政無線等を活用した呼びかけや街頭活動となっており、順調に進捗しているという結果となりました。

【課題】

依然として件数の多い自転車盗の啓発に加え、自動車盗や侵入盗、特殊詐欺など犯罪情勢に応じた啓発の推進が必要となっています。

## 大柱Ⅳ　防犯環境の整備

【評価】

犯罪を防止するためには、犯罪を行う機会を与えないことが重要であることから、犯罪を起こさせにくい環境の整備を推進しました。

主な取組としては、防犯灯・公園灯の整備や公園の樹木剪定、市営駐車場・駐輪場の防犯対策、地域における防犯カメラの設置及び設置支援となっており、一部課題があるものの順調に進捗しているという結果となりました。

【課題】

地域団体による防犯カメラの設置支援については、住民の同意など申請時の負担が大きいとの意見もあることから、利用促進が課題となっていることを踏まえ、防犯カメラの設置補助は継続しつつ、犯罪重点地域には市が防犯カメラを設置するなど、見直しが必要となっています。

## 大柱Ⅴ　犯罪弱者対策

【評価】

高齢者や子ども、女性などを犯罪被害から守るとともに自らの安全を確保していく上での必要な知識の普及・啓発を推進しました。

また、犯罪被害者等支援については、犯罪の被害に遭われた方々が再び平穏な生活を営み、安心して地域で暮らせるよう、富士見市犯罪被害者等支援条例及び富士見市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則を定め、支援体制を拡充しました。

主な取組としては、小中学校における防犯教育、高齢者に対する振り込め詐欺等対策機器の購入費補助、女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）の実施、犯罪被害者支援総合的対応窓口の設置及び周知となっており、一部課題があるものの順調に進捗しているという結果となりました。

【課題】

特殊詐欺被害の件数が増加傾向にあることから、対策の強化が必要となっています。また、犯罪被害者支援総合的対応窓口の認知度が低いことから、犯罪被害者等支援について周知啓発を強化する必要があります。

## 大柱Ⅵ　関係機関等との連携強化

【評価】

犯罪のない安全安心なまちづくりを推進するため、市、市民、市民団体、事業者及び警察が相互に連携し協力する体制の構築を推進しました。

主な取組としては、警察をはじめ関係団体との情報共有のほか、重要犯罪情報の庁内共有や東入間防犯・暴力排除推進協議会と連携した街頭活動を行っており、一部課題があるものの順調に進捗しているという結果となりました。

【課題】

新たな自主防犯活動ネットワークの構築を検討しましたが、構成団体の多くが高齢化により担い手不足となっており、ネットワーク会議の設置は負担が大きいことから、既存の会議体を活用するなど、効率的な連携手法の検討が必要となっています。

## 第３節　第２期防犯計画に係るアンケート調査

第 2 期防犯計画の策定にあたり、市民の防犯に対する意識や防犯対策のニーズを把握するため、令和 8 年 5 月に「富士見市アンケートモニター調査」を活用し、防犯計画に関するアンケートを実施しました。

また、小中学生の意見も反映させるため、市内小中学校にご協力いただき、小学校 6 年生及び中学校 3 年生を対象としたアンケートも併せて実施しました。

このアンケート結果については、以下のとおりとなります。

### 1．富士見市アンケートモニター調査

#### ①地域の防犯意識は低いと感じている

「住んでいる地域の防犯に対する意識」については、約 7 割が「やや低いと感じる」「低いと感じる」と回答しています。一方、年代別の回答状況を割合で見ると、20 代は約 8 割が「やや低いと感じる」と回答しているのに対し、70 代は約 7 割が「やや高いと感じる」と回答しており、世代間で認識に違いがあります。自主防犯組織が高齢化していることを併せて考えると、地域で実施している防犯活動が参加者以外に伝わっていない可能性があると考えられます。

このことから、引き続き、防犯意識を高める取組を推進していくとともに、情報発信を強化することが必要となっています。

#### ②空き巣や忍び込みなどの侵入盗に不安を感じている方が最も多い

「あなた自身や身近な人が被害に遭う不安を感じる犯罪」については、近年増加傾向にある侵入盗に不安を感じている方が最も多いという結果となりました。

このことから、侵入盗の発生状況や被害状況などの情報が一定程度周知され、市民にとって身近な犯罪として認識されていることが分かります。

同様に近年増加傾向にある特殊詐欺被害に不安を感じている方は、侵入盗に不安を感じている方の半数以下となっています。これは、侵入盗が直接的かつ身近な被

害としてイメージされやすい一方で、特殊詐欺については直接的かつ身近な被害としてイメージされにくいことが要因として考えられます。

このことから、不安の大きい侵入盗への対策を強化するとともに、特殊詐欺被害に関するより有効な啓発を推進することが必要となっています。

### ③道路や公園など公共の場所への防犯カメラは必要と感じている

「公共の場所への防犯カメラの必要性」については、ほぼ全ての回答者が「必要」「どちらかと言えば必要」と回答しています。これは年代別に見ても共通しています。

このことから、防犯カメラの必要性に対する認識は高く、防犯カメラの設置状況を踏まえ、必要に応じた設置拡充や適切な配置について検討していく必要があります。

### ④防犯カメラが設置されることについては肯定的な意見が最も多い

「防犯カメラの設置についてどのように考えるか」については、「犯罪抑止効果が期待でき、安心」「犯人検挙などに役立つ」との回答が最も多いという結果になりました。しかしながら、少ない件数ではあるものの「プライバシー侵害が気になる」「監視されているようで抵抗を感じる」との意見もありました。

このことから、防犯カメラは好意的に受け止められているものの、設置には十分な配慮が必要であることが分かります。

## 2. 小中学校アンケート調査

### ①住んでいる地域を安全と感じている

「住んでいる地域が安全だと思うか」については、約８割が「そう思う」「とてもそう思う」と回答しており、地域に対する安心感が高いことが伺えます。

今後もこの安心感を維持・向上できるよう、継続的な防犯対策の推進が必要です。

### ②地域で行われている見守りやイベントについては半数以上が把握していない

約８割が住んでいる地域を「安全」と感じている一方、「身近な場所で行われている安全のための活動（見守りやイベント）」については、約６割が「知らない」と回答しており、子どもは地域に安心感を持っているものの、その安全を支える地域の防犯活動については、十分に認知されていない状況が伺えます。

このことから、地域の安全を支える自主防犯活動について、より効果的な周知を図り、活動への理解や関心を高めていくことが必要です。

### ③多様な犯罪に対する不安がある

「あなた自身や身近な人が被害に遭う不安を感じる犯罪」については、身近な犯罪や不審者事案に加え、インターネットを利用した犯罪など、多様な犯罪に対する不安があるという結果となりました。

このことから、子どもを取り巻く様々な犯罪を想定した防犯対策や防犯教育を推進していく必要があります。

### ④取り組んでいることは、「日頃のコミュニケーション」が最も多い

「防犯のために取り組んでいること」については、「日頃のコミュニケーション（あいさつ、声かけ）」が最も多く回答された一方で「防犯パトロール」や「ながら見守り」については、比較的少ない結果となりました。

このことから、自主防犯活動の周知を強化するとともに、地域住民が自主防犯活動に参加しやすい環境づくりを支援し、活動の活性化を図る必要があります。

### ⑤道路や公園など公共の場所への防犯カメラは必要と感じている

「公共の場所への防犯カメラの必要性」については、約 8 割が「必要」と回答しており、子どもの間でも防犯カメラの必要性に対する認識が高いことが伺えます。

この結果を踏まえ、防犯カメラの設置状況を勘案し、必要に応じた設置拡充や適切な配置について検討していく必要があります。

### ⑥防犯カメラが設置されることについては肯定的な意見が最も多い

「防犯カメラの設置についてどのように考えるか」については、「犯罪が起こった時の証拠になる」「安心できる」といった回答が多く、防犯カメラに対して肯定的な認識が伺えます。

一方で、「いつも見られているようで心配になる」「自由に遊びにくい」といった回答も一定数あることから、設置には十分な配慮が必要であることが分かります。

### ⑦犯罪被害者等支援総合的対応窓口の認知度は低い

犯罪被害者等支援総合的対応窓口については、「知らない」と回答した割合が約 8 割となっており、認知度は十分とは言えない状況です。

このことから、子どもや保護者にもわかりやすく周知・啓発を推進していく必要があります。

## 第４節　第２期防犯計画に向けて

第 1 期防犯計画では「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」を基本方針とし、地域に犯罪を行おうとする者を入り込みにくくするための「領域性」、犯罪を思いとどまらせる「監視性」、犯罪に対し、自らを守る「抵抗性」の 3 要素を総合的に高めるための施策を推進しています。

町会を中心とした自主防犯組織による、日々の地域防犯パトロールや、青色防犯パトロール隊による年間 349 回（令和 7 年度・延べ回数）の見回り、警察や関係団体と連携した街頭活動等をはじめ、広報やホームページ、公式ラインなどの SNS を活用した周知・啓発、市の防災行政無線を活用した侵入盗や還付金詐欺等の注意喚起など、ソフト面での取組と併せ、公園灯の設置や見通しを確保するための定期的な樹木の剪定、街頭防犯カメラの設置、防犯灯の LED 化等のハード面双方の取組により、第 1 期防犯計画策定当時の目標値を上回る犯罪率の減少が見られるなど一定の成果が表れているものと考えます。

しかしながら、近年大きく増加している特殊詐欺被害への取組や未だ市内の街頭犯罪の大部分を占めている自転車盗に対する取組の強化が必要となっています。

また、アンケートの結果から、情報発信の強化や防犯カメラの設置拡充・適切な配置の検討も必要です。

# 第３章　第２期防犯計画の概要

## 第１節　計画の基本方針

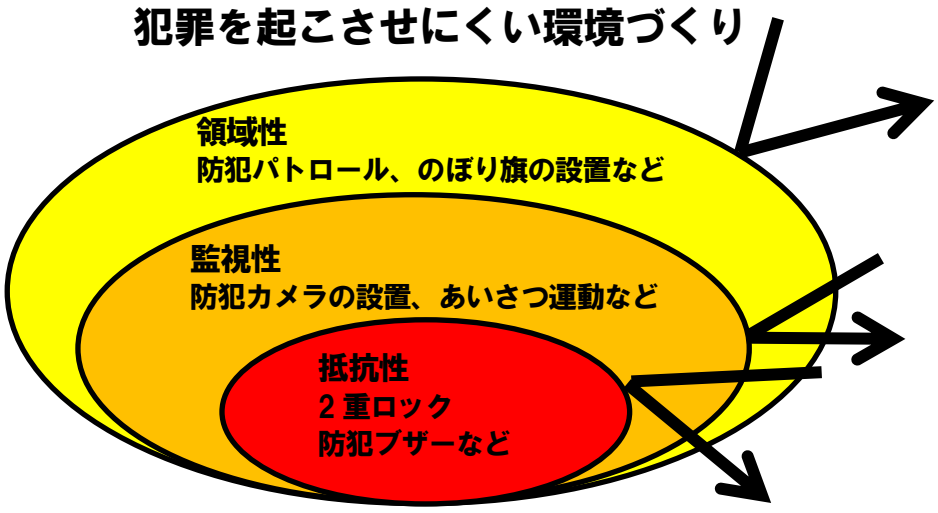
### 「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」

犯罪を防止し、安全で安心なまちづくりを推進するには、犯罪を起こさせにくい環境づくりが重要です。

また、子どもに対する声かけ事案をはじめ、様々な犯罪を防止していくためには、地域全体で防犯活動を推進していく必要があります。

そのためには、地域に犯罪を行おうとする者を入り込みにくくするための「領域性」、犯罪を思いとどまらせる「監視性」、犯罪に対し、自らを守る「抵抗性」をそれぞれ高めることが必要です。

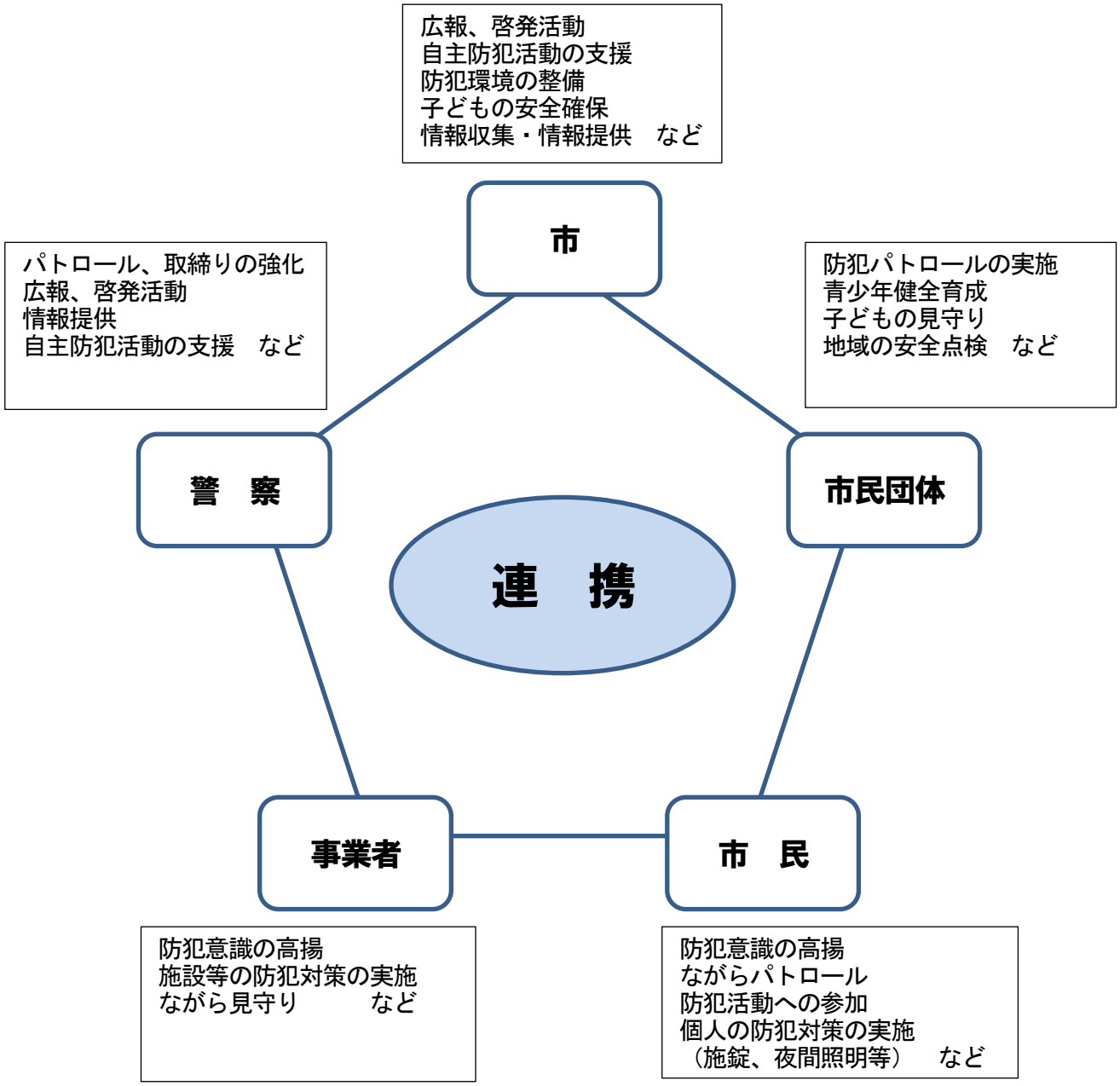
「自分たちのまちは自分たちで守る」という考え方の下、第 2 期防犯計画においても基本方針を「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」と定め、富士見市第 6 次基本構想第 2 期基本計画に定める「犯罪が起きないまちで生活ができる」という基本政策の達成に向け、市民自らの高い防犯意識と、市、市民、市民団体、事業者及び警察が連携し、助け合う意識を醸成します。



## 第２節　推進体制

犯罪のない安全で安心なまちづくりは、市、市民、市民団体、事業者及び警察がお互いに連携、協力して一体となった活動が必要です。

市内の犯罪発生状況や生活環境の実態把握に努めるとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための推進体制を引き続き継続します。



## 第３節　計画の進捗管理

本計画は、市の最上位計画である第６次基本構想・第２期基本計画をはじめとする、様々な既存の計画と重複しています。市関係部署等が所管する計画や事業を通じて、相互の連携・調整を図り、横断的な計画の推進を図ります。

また、本計画の効率的かつ効果的な推進及び改善を図るため、以下に掲げるPDCAサイクル（Plan：計画 ⇒ Do：実行 ⇒ Check：評価 ⇒ Action：改善）により、本計画に基づく事業の実施、改善を行います。



## 第４節　施策体系

### 施策の大柱

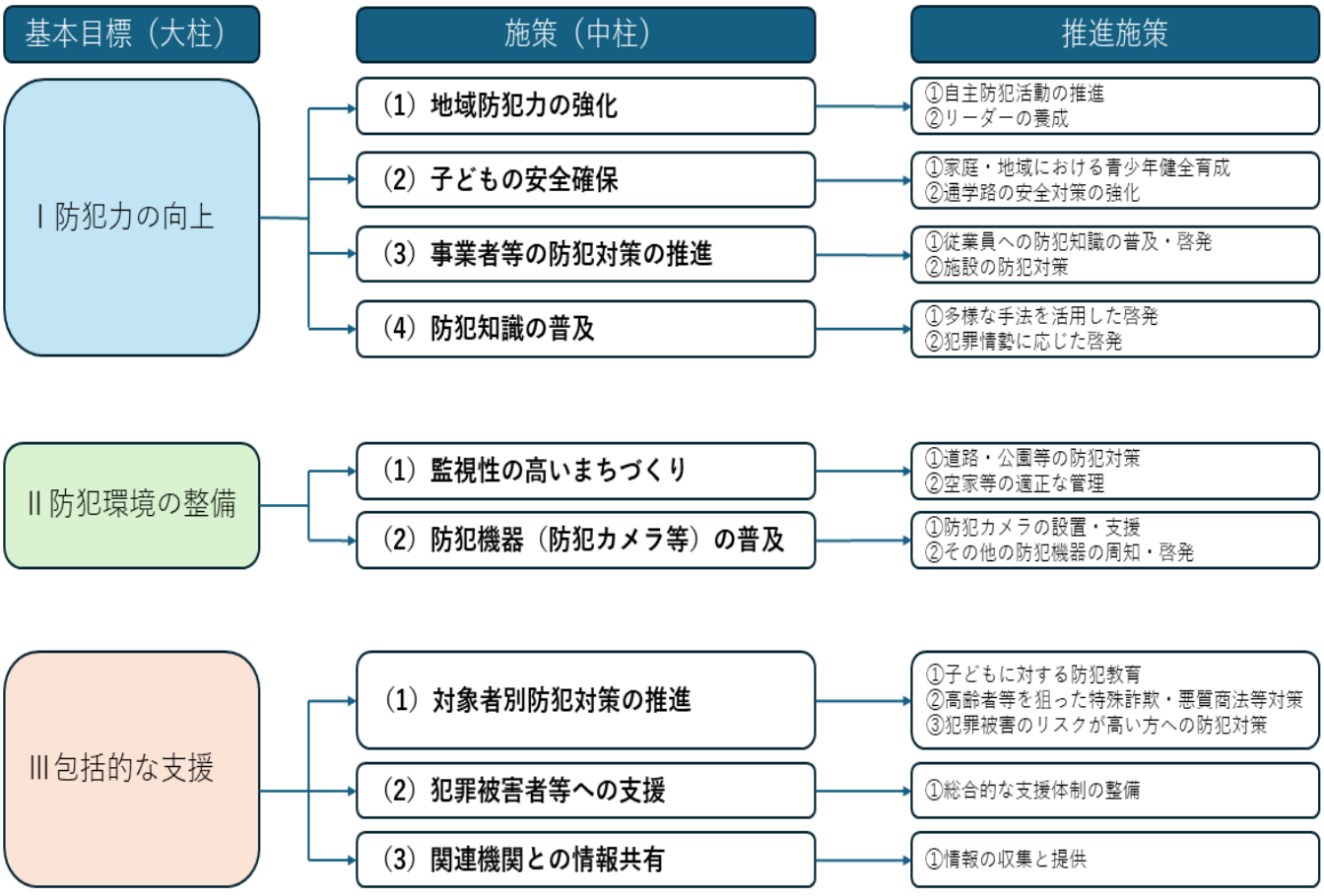
防犯計画の基本方針である、「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」のため、防犯施策の体系として、大柱、中柱、推進施策を定めています。

第１期防犯計画では、施策体系を「市民協働の取組」と「市の施策」に大別し、６本の大柱としていましたが、推進施策単位では、市民協働の取組と市の施策が混在することから、第２期防犯計画においては、基本目標を「ソフト面」、「ハード面」、その２つを支える「横断的分野」の３つに大別します。

**「ソフト面」（大柱Ⅰ　防犯力の向上）**
自主防犯活動の促進や事業者・市民等の防犯意識の向上に関するもの

**「ハード面」（大柱Ⅱ　防犯環境の整備）**
防犯環境の整備や防犯機器の設置普及に関するもの

**「横断的分野」（大柱Ⅲ　包括的な支援）**
対象者別の支援や関係機関との連携に関するもの



## 第５節　目標値の設定

第 1 期防犯計画では、基本方針である「犯罪のない安全安心なまちづくりの推進」達成に向け、市内犯罪率を数値目標として定めていました。

当初の目標設定にあたっては、平成 24～28 年の平均値 10.78 件を基準として 10 年間で 2.34 件（年平均 0.234 件）を減少させる、8.44 件を目標としました。

第 1 期防犯計画期間中、目標を上回る犯罪率の減少となったことから、令和 3 年の中間見直しにおいて目標値の再設定を行い、令和 2 年の実績値である 5.81 件を基準値とし、前期の減少率から 3.67 件を新しい目標としました。

新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出自粛の解除後、犯罪率は増加傾向に転じ、中間見直しにおける目標値 3.67 件を大きく下回り、8.33 件という結果となりましたが、当初の目標設定は達成することができました。

本市では、第 6 次基本構想第 2 期基本計画において、令和 6 年の犯罪率 7.0 件を基準として、年平均で 0.116 件減少させることを目標としていることから、第 2 期防犯計画においても同様の減少率を適用します。基準値については、令和 7 年が想定を上回る増加となったことから、令和 3～7 年の平均 7.09 件を基準とし、目標値を 5.81 件とします。

| 市内犯罪率（人口千人当たりの刑法犯認知件数） | |
|---|---|
| 【基準値】7.09件<br>（令和3～7年の平均） | 【目標値】5.81件<br>（令和18年） |
| 約18%減少 | |

# 第４章　施策の内容

## 第１節　大柱Ⅰ　防犯力の向上

犯罪のない安全安心なまちづくりの原点は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識です。市民一人ひとりが防犯意識を持って行動するとともに、市、市民、事業者が、相互に連携・協力し、一体となって防犯活動を推進することが重要です。

| 指　標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 市内刑法犯認知件数 | 945（R7） | 671（R18） |

### （１）　地域防犯力の強化

犯罪のない安全安心なまちづくりの実現を目指し、自主防犯組織による防犯活動の推進や、防犯活動を担うリーダーの養成と併せ、自主防犯組織相互の情報共有を進めます。

**①　自主防犯活動の推進**

【主体】市民、市民団体
- 自主防犯組織（町会等）によるパトロールの実施
- 危険箇所の安全点検の実施
- 防犯パトロールカーを用いたパトロールの実施
- ながらパトロールの実施
- 個人の身の回りの防犯対策
- 地域の清掃活動やあいさつ運動を通じたコミュニティの醸成

【主体】市、警察
- 自主防犯組織に対する支援（防犯資機材の貸与や傷害保険加入）
- 青色防犯パトロール講習会の開催

**②　リーダーの養成**

【主体】市民、市民団体
- リーダーの呼びかけや活動への積極的な協力

【主体】市、警察
- 自主防犯活動リーダー講習会の開催
- 広報等を通じてリーダーとしての自覚や周囲からの理解促進

## （2） 子どもの安全確保

子どもに対する声かけ事案や不審者からの犯罪被害を防止するとともに、少年非行や若年層の犯罪への関与を未然に防ぐため、家庭、地域、学校が連携し、総合的な安全対策を推進します。

### ① 家庭・地域における青少年健全育成

【主体】市民、市民団体

- 青少年健全育成推進団体によるパトロールの実施
- 「110 番三角旗」活動の推進
- 家庭における子どもへの教育（社会の中でのマナー等）

【主体】市

- 青少年健全育成推進団体に対する支援
- 関係団体や地域との協働

### ② 通学路の安全対策の強化

【主体】市民、市民団体

- 自主防犯組織等と連携した見守り活動

【主体】市

- 防犯ブザーの配布
- 登下校時の安全指導の実施
- 通学路の安全点検の実施
- スクールガード・アドバイザーやスクールガード・リーダーの配置
- 地域安全マップの作成
- 防犯環境の整備

（街路の樹木剪定や草刈り、車止めや公園灯等の安全施設の設置）

### （3） 事業者等の防犯対策の推進

事業者が、地域と一体となった防犯活動を推進するため、事業活動に関し犯罪の防止に必要な措置を講ずるとともに、従業員や施設を含めた防犯対策を推進します。

**① 従業員への防犯知識の普及・啓発**

【主体】事業者

・東入間防犯・暴力排除推進協議会への加盟の促進

【主体】市

・防犯に関する啓発チラシの配布

・事業者による「ながら見守り」の周知啓発【新規】

**② 施設の防犯対策**

【主体】市、警察

・事業者に対する防犯に配慮した施設や設備等の重要性・必要性についての広報・啓発

・警察等と連携した自転車防犯対策の啓発

### （4） 防犯知識の普及

「領域性」「監視性」「抵抗性」を強化するためには、地域コミュニティ活動の活性化や市民一人ひとりの防犯意識の高揚が重要です。

そのため、多様な手法を活用し、犯罪情勢に応じた啓発を推進します。

**① 多様な手法を活用した啓発**

【主体】市、警察

・広報富士見、市ホームページ、電光掲示板、各種 SNS

・富士見市協働によるまちづくり講座

・防災行政無線等を活用した呼びかけ

・自主防犯組織、事業者と連携した街頭キャンペーン

・啓発品の配布

**② 犯罪情勢に応じた啓発**

【主体】市、警察

・自転車防犯対策の啓発

・自動車防犯対策の啓発【新規】

・住宅防犯対策の啓発【新規】

## 第２節　大柱Ⅱ　防犯環境の整備

犯罪を防止するためには、犯罪を行う機会を与えないことが重要です。市では、防犯環境の整備を進めるとともに、防犯機器などの効果的な活用を図ります。

| 指　標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 市内街頭犯罪発生件数 | 339（R7） | 285（R18） |

### （１）　監視性の高いまちづくり

道路、公園などの公共施設や空家等の防犯性を高め、犯罪を起こさせにくい環境の整備を推進します。

| ①　道路、公園等の防犯対策 |
|---|
| 【主体】市<br>・防犯灯の維持管理<br>・公園灯の設置や見通しを確保するための定期的な樹木の剪定<br>・商店会が管理する街路灯に関する支援<br>・市営駐車場、自転車駐車場における防犯設備の適正な維持管理<br>・不法投棄パトロール【新規】 |
| ②　空家等の適正な管理 |
| 【主体】市<br>・空家等の所有者等に対する適正な管理に関する周知<br>・空家を狙った侵入盗対策の周知啓発【新規】 |

### （２）　防犯機器（防犯カメラ等）の普及

防犯カメラの効果的な配置や必要に応じた設置を検討するとともに、地域団体による防犯カメラ設置を支援するなど、防犯機器の活用を推進します。

| ①　防犯カメラの設置・支援 |
|---|
| 【主体】市<br>・防犯カメラの設置<br>・地域団体（町会、商店会等）による防犯カメラ設置への支援 |
| ②　その他の防犯機器の周知・啓発 |
| 【主体】市<br>・防犯機器（センサーライトや二重ロック等）による効果の周知、普及のための啓発 |

## 第３節　大柱Ⅲ　包括的な支援

犯罪情勢や対象者の特性に応じた防犯対策を推進するとともに、犯罪被害者への支援や関係機関との連携を進め、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

| 指　標 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|---|
| 住んでいる地域の防犯意識が高いと感じる市民の割合 | 34.9%（R8） | 45%（R18） |

### （１）　対象別防犯対策の推進

子ども、高齢者、女性、若者など、対象者によって被害を受けやすい犯罪の傾向や必要な対策が異なることから、対象者の特性に応じた防犯対策を推進します。

**①　子どもに対する防犯教育**

【主体】市、警察

- 児童、生徒が自分の安全を守る能力を高める防犯教育
- 防犯意識向上と非行防止及び闇バイト等犯罪加担防止に関する教育【新規】

**②　高齢者等を狙った特殊詐欺・悪質商法等対策**

【主体】市、警察

- 民生委員等による高齢者世帯訪問時における啓発
- 市民による特殊詐欺、悪質商法等対策への支援
- 青色防犯パトロールカーによる巡回放送
- 防災行政無線を活用した注意喚起
- 警察と連携した街頭活動
- 自主防犯組織、地域と一体となった啓発活動
- 特殊詐欺防止ワークショップの啓発、活用【新規】
- 地域包括支援センターによる高齢者世帯訪問時における啓発【新規】
- 納税通知書の封筒や同封チラシによる啓発【新規】
- 高齢者への消費者被害防止を図るための周知啓発【新規】

**③　犯罪被害のリスクが高い方への防犯対策**

【主体】市

- 女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）の実施
- 消費生活相談の実施【新規】
- 消費者被害防止のための周知啓発【新規】
- 障がい者施設への不審者対策等の啓発【新規】
- 若者に向けた闇バイト等の犯罪防止に関する啓発【新規】

### （2）　犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等が安心して地域で暮らせるよう、その置かれた状況や心情に配慮した支援を行うとともに、犯罪被害者等への理解促進や二次的被害の防止を推進します。

**①　総合的な支援体制の整備**

【主体】市、警察

・犯罪被害者等支援総合的対応窓口による支援
・市ホームページ、リーフレット等による各種相談窓口や二次的被害防止の周知啓発
・見舞金の支給【新規】
・担当課職員の研修参加機会の確保【新規】
・事業者の責務への理解を深めることによる雇用安定【新規】
・住民基本台帳事務における支援措置【新規】
・DV 相談、女性相談支援の実施及び支援【新規】
・生活困窮に係る自立支援【新規】
・生活保護法に基づく生活保護対応【新規】
・重層的な支援【新規】
・ひとり親家庭等への支援【新規】
・子どもに関する相談支援【新規】
・教育に関する相談支援【新規】
・住宅確保要配慮者に対する支援【新規】
・関係機関及び団体との連携と情報共有【新規】

### （3）　関連機関との情報共有

犯罪のない安全安心なまちづくりを推進するためには、関係機関・団体との連携や情報共有が重要であることから、平時から情報共有を図り、連携強化を推進します。

**①　情報の収集と提供**

【主体】市、警察

・警察、関係団体、庁内における情報共有
・重要犯罪情報の状況に応じた提供、発信
・自主防犯活動団体等の情報共有と連携強化
・東入間防犯・暴力排除推進協議会への参加



富士見市は持続可能な開発目標（SDGｓ）を支援しています。

# 資 料 編

## １．富士見市安全安心なまちづくり防犯条例

平成１９年３月２７日

条例第１９号

（目的）

第１条　この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）の基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び土地建物所有者等（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　市民　市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

（２）　事業者　市内において事業活動を行うすべての者をいう。

（３）　土地建物所有者等　市内に所在する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。

（基本理念）

第３条　安全で安心なまちづくりは、市及び市民等が、それぞれの役割の下に、相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び推進しなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念に基づき、自らが安全に心掛け、地域の防犯活動を推進するとともに、市が推進する安全で安心なまちづくりに係る施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し犯罪の防止に必要な措置を講ずるとともに、市が推進する安全で安心なまちづくりに係る施策に協力するよう努めるものとする。

（土地建物所有者等の責務）

第７条　土地建物所有者等は、基本理念に基づき、その土地又は建物その他の工作物に係る安全確保のための必要な措置を講じ地域における防犯活動を推進するとともに、市が推進する安全で安心なまちづくりに係る施策に協力するよう努めるものとする。

（推進計画の策定等）

第８条　市は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

２　推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　安全で安心なまちづくりに関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

（２）　その他安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

５　前２項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（令６条例２９・一部改正）

（施策に係る基本事項）

第９条　市は、安全で安心なまちづくりに関する施策を策定し、及び推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的に行うものとする。

（１）　防犯に対する意識の啓発

（２）　市民等による自主的な防犯活動に対する支援

（３）　犯罪のない地域社会の実現に向けた環境の整備

（４）　市内の学校等における児童、生徒等の安全及びこれらの者の通学時等における安全の確保

（５） 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

２　市は、前項の施策の策定及び推進に当たっては市民等の意見を反映させるとともに、市民等と協働して取り組むものとする。

（関係機関等との連携）

第１０条　市は、安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するに当たっては、国、県、警察署及びその他関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。

（推進体制の整備）

第１１条　市は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市及び市民等が相互に連携し、及び協力することができる推進体制を整備するものとする。

（委任）

第１２条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（令和６年６月２６日条例第２９号）

この条例は、令和６年７月１日から施行する。

## ２．富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会条例

令和６年６月２６日

条例第３２号

（設置）

第１条　この条例は、富士見市安全安心なまちづくり防犯条例（平成１９年条例第１９号）に基づく安全で安心なまちづくりに関する施策及び富士見市犯罪被害者等支援条例（令和６年条例第３１号）に基づく犯罪被害者等の支援を総合的に推進するため、富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

（１）　富士見市安全安心なまちづくり防犯条例第８条第３項（同条第５項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、調査審議し、答申すること。

（２）　富士見市犯罪被害者等支援条例第１７条の諮問に応じ、調査審議し、答申すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、安全安心なまちづくりに関する施策又は犯罪被害者等の支援に関し、市長が必要と認めるもの

（組織）

第３条　審議会は、委員９人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　市民

（２）　学識経験を有する者

（３）　富士見市犯罪被害者等支援条例第２条第７号の関係機関等の職員その他の市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第７条　審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、協働推進部において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年７月１日から施行する。

## ３．富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会委員名簿

任期：令和７年２月１日～令和９年１月31日（２か年）

| 役　職 | 氏　名 | 所　属　等 |
|---|---|---|
| 会　長 | 宮田　美恵子 | 特定非営利活動法人日本子どもの安全教育総合研究所 |
| 副会長 | 平　一輝 | 富士見市商工会 |
| 委　員 | 齊藤　宏 | 富士見市校長会 |
| 委　員 | 米山　隆二 | 富士見市町会長連合会 |
| 委　員 | 新井　利和 | 富士見市青少年育成市民会議 |
| 委　員 | 藤野　博子 | 富士見市社会福祉協議会 |
| 委　員 | 常泉　高廣 | 公益社団法人埼玉県犯罪被害者援助センター |
| 委　員 | 成田　篤史 | 東入間警察署警務課 |
| 委　員 | 松村　奈美 | 公募市民 |

（敬称略　順不同）

## ４．富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援庁内委員会設置要領

（設置）

第１条　防犯及び犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 防犯事業の推進に関すること。

(2) 防犯に関する情報の交換に関すること。

(3) 富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画に関すること。

(4) 犯罪被害者等支援事業の推進に関すること。

(5) 前３号に掲げるもののほか、防犯及び犯罪被害者等支援に関して必要と認められること。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 危機管理課長

(2) 政策企画課長

(3) 協働推進課長

(4) 人権・市民相談課長

(5) 子育て支援課長

(6) 福祉政策課長

(7) 高齢者福祉課長

(8) 産業経済課長

(9) まちづくり推進課長

(10) 道路治水課長

(11) 建築指導課長

(12) 生涯学習課長

(13) 学校教育課長

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は協働推進課長をもって充て、副委員長は、委員長の指名によってこれを定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

２　委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

３　委員長は委員会の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和３年８月１９日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

## ５．計画策定の経過

### 【富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援庁内委員会】

令和７年
　７月　９日　第１期計画取り組み状況調査結果について
　　第２期計画の策定ついて
令和８年
　１月 29 日　第２期計画（骨子案）について
　５月 20 日　第２期計画（前半）について
　６月 26 日　アンケートモニター調査及び小中学校アンケートについて
　　第２期計画（後半）について

### 【富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会】

令和７年
　７月 24 日　第１期計画取り組み状況調査結果について
　　第２期計画の策定ついて
令和８年
　１月 30 日　第２期計画（骨子案）について
　５月 22 日　第２期計画（前半）について
　６月 29 日　アンケートモニター調査及び小中学校アンケートについて
　　第２期計画（後半）について

### 【パブリックコメント】

実施期間　令和８年 11 月２日（月）～12 月２日（水）
提出意見　〇件
対　　応　意見に基づき計画を修正するもの　〇件
　　既に計画で対応済みのもの　　〇件
　　今後の参考とするもの　　〇件

## ６．アンケートモニター調査及び小中学校アンケートの概要

### （1）アンケートモニター調査

**【調査方法等】**

◆調査対象：富士見市アンケートモニターに登録された市民等 725 名
◆調査時期：令和 8 年 5 月 8 日（金）～5 月 15 日（金）
◆調査方法：Web 調査

**【回収数・回収率等】**

◆配布数：710 名（メール到達件数）
◆回収数：266 名
（内訳）20～29 歳　12 名（　4.51%）
30～39 歳　47 名（ 17.67%）
40～49 歳　96 名（ 36.09%）
50～59 歳　67 名（ 25.19%）
60～69 歳　35 名（ 13.16%）
70～79 歳　 9 名（　3.38%）
◆回収率：37.5%

**【表記方法について】**

・小数点以下第 2 位を四捨五入して端数処理をしているため、内訳の合計が 100%にならない場合があります。
・表の（n）という表記は、その項目の回答者数となります。

**【調査結果】**

問１．お住まいの地域の防犯に対する意識について、どのように感じていますか。

| 回答 | n | 割合 |
|---|---|---|
| 高いと感じる | 3 | 1.1% |
| やや高いと感じる | 90 | 33.8% |
| やや低いと感じる | 146 | 54.9% |
| 低いと感じる | 27 | 10.2% |

問２．あなた自身や身近な人が被害に遭う不安を感じる犯罪は何ですか。(3 つまで選択可)

| 回答 | n | 割合 |
|---|---|---|
| 空き巣や忍び込みなどの侵入窃盗 | 182 | 68.4% |
| 自転車等の窃盗や車上ねらいなどの窃盗 | 96 | 36.1% |
| 痴漢・ストーカーなどの犯罪 | 40 | 15.0% |
| 強盗や暴行などの犯罪 | 63 | 23.7% |
| 子どもを狙った犯罪（連れ去りなど） | 65 | 24.4% |
| 特殊詐欺（オレオレ詐欺・還付金詐欺など） | 86 | 32.3% |
| インターネットや SNS を利用した詐欺等の犯罪（フィッシング詐欺など） | 91 | 34.2% |
| SNS 等を通じた犯罪への巻き込み（いわゆる「闇バイト」など） | 25 | 9.4% |
| 迷惑行為（騒音・所有地内への不法投棄など） | 101 | 38.0% |

問３．公共の場所（道路や公園など不特定多数の人が利用する場所）に防犯カメラは必要だと思いますか。

| 回答 | n | 割合 |
|---|---|---|
| 必要だと思う | 203 | 76.3% |
| どちらかと言えば必要だと思う | 62 | 23.3% |
| どちらかと言えば不要だと思う | 1 | 0.4% |
| 不要だと思う | 0 | 0.0% |

問４．公共の場所への防犯カメラの設置について、どのように考えますか。(複数選択可)

| 回答 | n | 割合 |
|---|---|---|
| 犯罪抑止効果が期待でき、安心できる | 214 | 80.5% |
| 犯罪発生時の犯人検挙などに役立つ | 213 | 80.1% |
| 個人のプライバシー侵害が気になる | 27 | 10.2% |
| 監視されているようで抵抗を感じる | 4 | 1.5% |
| 特に気にならない | 34 | 12.8% |

## （2）小中学校アンケート

**【調査方法等】**

◆調査対象：富士見市内小学校６年生及び中学校３年生
◆調査時期：令和８年６月８日（月）～6 月 19 日（金）

**【回収数】**

◆配布数：816 名
◆回収数：616 名
◆回収率：75.5%

**【表記方法について】**

・小数点以下第 2 位を四捨五入して端数処理をしているため、内訳の合計が 100%にならない場合があります。
・表の（ｎ）という表記は、その項目の回答者数となります。

**【調査結果】**

問１．あなたの住んでいるところは安全だと思いますか。

| 回答 | n | 割合 |
|---|---|---|
| とてもそう思う | 166 | 26.9% |
| そう思う | 316 | 51.3% |
| あまりそう思わない | 88 | 14.3% |
| そう思わない | 13 | 2.1% |
| わからない | 33 | 5.4% |

問２．身近な場所で安全のための活動（見守りやイベント）が行われていることを知っていますか。

| 回答 | n | 割合 |
|---|---|---|
| 知っている | 248 | 40.3% |
| 知らない | 361 | 58.6% |
| 活動は行われていない | 7 | 1.1% |

問３．あなたや家族が被害にあうかもしれないと、不安に感じることはなんですか。（複数回答可）

| 回答 | n |
|---|---|
| 留守（るす）の間に家に入られる | 314 |
| 知らない人に声をかけられる | 307 |
| 不審者（ふしんしゃ）に追いかけられる | 305 |
| 殺人や強盗（ごうとう）の被害（ひがい）にあう | 282 |
| インターネット等を利用した犯罪にまきこまれる | 276 |
| 誘拐（ゆうかい）される | 264 |
| 警察官や家族などになりすました詐欺（さぎ）の被害（ひがい）にあう | 235 |
| 自転車が盗（ぬす）まれる | 198 |
| その他 | 53 |

問４．あなたや家族は、防犯のためにどんな対策をしていますか。（複数選択可）

| 回答 | n |
|---|---|
| 戸締り（とじまり）をしっかりする | 574 |
| インターネットの利用を制限する | 182 |
| 防犯ブザーを持つ | 168 |
| 家に防犯カメラをつける | 96 |
| 一人で歩かないようにする | 75 |
| 家の窓がわられないように防犯フィルムをつける | 60 |
| その他 | 30 |

問５．あなたや家族は、地域の人と防犯（安全）のために取り組んでいることはありますか。（複数選択可）

| 回答 | n |
|---|---|
| 日頃のコミュニケーション（あいさつ、声かけ） | 327 |
| 危険個所（きけんかしょ）の把握（はあく）と点検 | 141 |
| 防犯パトロール | 122 |
| ながら見守り | 100 |
| その他 | 72 |

問６．通学路や公園などに防犯カメラは必要だと思いますか。

| 回答 | n | 割合 |
|---|---|---|
| 必要だと思う | 471 | 76.5% |
| 必要ではない | 57 | 9.3% |
| どちらでもない | 88 | 14.3% |

問７．防犯カメラが設置されているとどのように感じますか。（複数選択可）

| 回答 | n |
|---|---|
| 犯罪がおこった時の証拠（しょうこ）になる | 475 |
| 安心できる | 383 |
| いつも見られているようで心配になる | 119 |
| 自由に遊びにくい | 111 |
| その他 | 6 |

問８．犯罪にあった人が、相談できる場所が市役所にあることを知っていますか。

| 回答 | n | 割合 |
|---|---|---|
| 知っている | 119 | 19.3% |
| 知らない | 497 | 80.7% |

問９．あなたがもし犯罪にあったとしたら、どんなことをしてほしいですか。（複数回答可）

| 回答 | n |
|---|---|
| 学校で普通に過ごせるようにしてほしい | 374 |
| 犯人に会わないようにしてほしい | 337 |
| いつでも相談できる人がほしい | 303 |
| 学校を休んでも大丈夫なようにしてほしい | 269 |
| 一人にしないでほしい | 265 |
| 友だちに知られないようにしてほしい | 167 |
| その他 | 21 |

**第２期富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画**

策定日　令和９年４月
発　行　富士見市
編　集　協働推進部　協働推進課
〒354-8511
埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の１
電話　049-252-7121